

大分県交通安全推進協議会交通遺児救済援護事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、大分県交通安全推進協議会要綱第3条第4号に規定する交通遺児等に対する救済援護事業を実施するため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 交通事故

道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路における車両等及び列車の交通による人の死傷若しくは物の損壊をいう。

(2) 児童生徒

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校（以下「学校等」という。）に在学する者をいう。

(3) 保護者

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する児童を現に監護する者又は同法第6条の4に規定する里親をいう。

(4) 交通遺児

交通事故により保護者のいずれか又は両方を失った児童生徒をいう。ただし、保護者の再婚や養子縁組等により新たに両親を得た者は除く。

(事業)

第3条 大分県交通安全推進協議会（以下「協議会」という。）は、交通遺児の福祉の向上を目的とした給付（以下「救済援護」という。）を行うものとする。

2 救済援護は交通遺児が18歳に達した日の属する年度末まで行うものとする。

(救済援護の要件)

第4条 協議会は、次に掲げる要件をすべて備えている者に対して救済援護を行うものとする。

(1) 交通遺児であること

(2) 大分県内に居住する児童生徒であること

(3) 大分県内に所在する学校等に在学していること

(4) 保護者が大分県内に居住していること

ただし、協議会が交通遺児として認定した者が中学校（第2条第2号の相当する学校を含む。）を卒業した後においては、(2)及び(3)の要件は適用しない

(交通遺児の情報)

第5条 協議会は、大分県教育委員会及び各市町村教育委員会並びに学校等の校長から、交通遺児とその保護者について情報の提供を受けることができる。

2 協議会は、前項の情報に基づき、交通遺児の保護者に対して救済援護の希望の有無について確認を行うものとする。

(交通遺児の認定及び救済援護受給の申請)

第6条 救済援護を希望する交通遺児の保護者は、交通遺児認定及び救済援護受給申請書(様式1)に保護者の居住地の住民票(世帯全員、世帯主の氏名、続柄が記載されたもの)を添付して、大分県交通安全推進協議会長(以下「会長」という。)に申請を行うものとする。

(救済援護の決定)

第7条 会長は、前条の申請を受理した場合は、審査により交通遺児の認定及び救済援護受給の可否を決定し、交通遺児認定及び救済援護給付決定書(様式2)により、交通遺児の保護者へ通知しなければならない。

2 申請の内容に疑義がある場合には、協議会は申請の内容について調査し、又は申請者に追加資料の提出等を求めることができる。

(給付事業)

第8条 救済援護の事業項目及び時期等については、別表のとおりとする。

2 救済援護の詳細については、毎年度協議会の委員会において決定する。

(異動届)

第9条 給付が決定した交通遺児(以下「受給者」という。)に次の各号の事由が発生したときは、保護者はすみやかに交通遺児救済援護受給者異動届(様式3)により、会長に届け出なければならない。

(1) 受給者が死亡したとき

(2) 保護者、受給者の氏名、住所その他の重要な事項に変更があったとき

(救済援護の取消し)

第10条 会長は、救済援護を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、救済援護を取り消すことができる。

(1) 受給者が死亡したとき

(2) 受給者及びその保護者が、救済援護の辞退を申し出たとき

(3) 受給者及びその保護者が第4条に規定する要件に該当しなくなったとき

(4) 偽りの申請その他不正手段により救済援護を受けたとき、又は救済援護を受けた者が当該救済援護を目的以外に使用したとき

(救済援護の返還)

第11条 会長は、前条の規定により救済援護の決定を取り消したときは、支給した救済援護の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成31年1月1日から適用する。
- 2 大分県交通安全推進協議会交通遺児救済援護事業に関する要綱及び大分県交通安全推進協議会救済援護事業における交通遺児認定要領は廃止する。

別表（第8条関係）

交通遺児救済援護給付事業

新規交通遺児激励金の贈呈 新たに交通遺児に認定された小、中学生に激励金2万円を贈呈
入学祝金の贈呈 小・中学校の新入生に対して1人当たり5万円の祝金を贈呈
修学旅行助成金の贈呈（春・秋） 小学生2万円、中学生3万円の助成金を贈呈
家族ふれあい旅行助成金の贈呈 小学5年生の家族に家族旅行費用として5万円を贈呈
クリスマスプレゼントの贈呈（12月） 小・中学生全員にクリスマスプレゼントとして1人当たり2万円を贈呈
中学卒業祝金の贈呈 中学卒業生に10万円の卒業祝金を贈呈
文化鑑賞・スポーツ観戦券などの贈呈（夏季） 小・中学生に、指定するレジャー施設、音楽や演劇等の鑑賞券及び各種スポーツ観戦券を贈呈
私立高等学校授業料の助成（年間） 在籍する私立高等学校の授業料の一部を学校法人に対して助成
育英支援金の贈呈 中学校卒業後の3年間の年度当初に3万円を支給
その他交通遺児のために必要と認める救済援護事業（随時）

※ 小学校、中学校は、第2条第2号の相当する学校を含むものとする。

(様式1)

交通遺児認定及び救済援護受給申請書

年 月 日

大分県交通安全推進協議会長 殿

申請者 (郵便番号) -

住所

電話番号 - -

(ふりがな)

保護者氏名 印

交通遺児との続柄 ()

大分県交通安全推進協議会救済援護事業実施要領第6条の規定に基づき、下記のとおり交通遺児認定及び救済援護受給を申請します。

(ふりがな) 交通遺児 の氏名				生年月日	年 月 日生		
現住所				学校名 又職業等			
電話番号				性別	男・女	学年	年生
家族 構 成 者	氏 名	交通遺児 との続柄	生年月日	年齢	学校又は職業	備考	
		保護者	年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
死亡者 の氏名					交通遺児 との続柄		
交通事故 発生日	年 月 日						
交通事故 発生場所							
交通事故 の状況	正面衝突	追突	出会頭	自損	その他 []		
	自動車	バイク	自転車	歩行・横断中			
交通遺児と なった日	(交通事故発生日と異なる場合に記載)				年 月 日		

※ 添付書類

- ・ 住民票(世帯全員、世帯主氏名、続柄が記載されていること。)

(様式2)

交通遺児認定及び救済援護給付決定書

年 月 日

様

大分県交通安全推進協議会

会 長

年 月 日付けで申請のありました下記の児童生徒については、大分県交通安全推進協議会救済援護事業実施要領第7条第1項の規定に基づき、

交通遺児として認定し、救済援護の給付を決定したので通知します。

交通遺児として認定できませんので通知します。

記

児童生徒

住所

氏名

学校名又は職業名

(様式3)

交通遺児救済援護受給者異動届

年 月 日

大分県交通安全推進協議会長 殿

申請者 (郵便番号) -
住所
電話番号 - -
(ふりがな)
保護者氏名 印
交通遺児との続柄 ()

大分県交通安全推進協議会救済援護事業実施要領第9条の規定に基づき、下記のとおり異動を届け出ます。

記

異動内容